

議 長 日程第16、議案第25号「松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第25号「松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について」。次のとおり、松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を言う。）、以下同じとして指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄農と交流拠点施設。所在地、神奈川県足柄上郡松田町寄3057番地。

2、指定管理者の名称等。名称、合同会社佐野ファーム。代表者、代表社員、佐野晃一。所在地、神奈川県足柄上郡松田町寄1457番地。

3、指定の期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。

令和8年3月3日提出。松田町、本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を得るため提案するものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

参事兼産業経済課長 それでは、議案第25号「松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について」説明させていただきます。資料をおめくりいただきまして、参考資料1を御覧ください。

指定管理者申込書です。令和8年3月31日現在で指定管理期間4年6か月が満了するため、同団体に更新という形での手続となっております。松田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項による募集によらない指定管理の候補の選定とありまして、あらかじめ現指定管理者でございます合同会社佐野ファーム様と協議をした結果、令和8年1月27日付で指定管理者申込書を提出いただきました。

なお、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例により、個人情報保護に配慮し、印影、連絡先など個人情報をマスキングした資料となっております。

まず、1、施設の名称及び所在地についてですが、施設の名称、松田町寄農と交流拠点施設、施設の所在地、松田町寄3057番地でございます。

次に、2、添付書類につきましては、（1）指定管理の対象となる施設の事業計画書及び収支計画書等、（2）その他町長等が必要と認める書類でございます。

次のページをお願いいたします。指定管理施設運営事業計画書でございます。

1、団体の概要。団体名から役員人数までは表に記載のとおりでございます。事業内容としましては、（1）から（5）のとおり、施設及び設備の維持管理に関する業務、利用の許可に関する業務ほかとなっております。

次に、下の枠でございます2、指定管理者としての基本姿勢につきましては、①の施設のより効果的な管理を実施することにより経費の節減を図ること、地域振興に関する各種催事の企画を行うこと、市民農園事業等との連携による地域活性化を図ることなどでございます。

次のページをお願いします。指定管理施設収支計画書でございます。

この計画書につきましては、収入の部として、イベント収入、利用料で各年度33万円となっております。支出の部につきましては、町へ支払う基礎納付額（地代分）につきましては、町が管理をお願いしております区域でございます市民農園管理棟とその周辺の土地賃借料相当になります。そのほかは消耗品から修繕料まで記載のとおりで、収入と同額となっております。

次のページをお願いします。

参考資料2です。指定管理者選定委員会委員長への指定管理の候補者選定依頼でございます。

次のページをお願いいたします。

参考資料3です。選定委員会での選定の結果でございます。この報告の項番3、指定管理者選定委員会の附帯意見といたしまして、「利用促進に向け、町と連携を図りPR等の実施に努められたい」という御意見をいただいております。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく

お願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第25号「松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。